

福祉文教委員会会議録

平成30年2月6日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 14：30

案 件

1. 保育行政について

【 報告事項 】

1. 飯塚市街なか子育てひろばの民間委託について (子育て支援課)
2. 工事請負変更契約について (学校施設整備推進室)
3. 鎮西中学校区小中一貫校開校に伴うスクールバス運行について (学校施設整備推進室)
4. 財政見直しについて (財政課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「保育行政について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

提出しております資料についてご説明いたします。データは平成30年1月1日現在の状況で作成しております。資料1ページをごらんください。

「市内の居住児童の特定教育・保育施設（保育所・こども園）支給認定状況（人）（2・3号のみ）、その利用状況、未利用者（人）」についてご説明いたします。新制度が開始された平成27年度から29年度1月1日までの状況を記載しております。上段に本年1月1日現在の保育施設支給認定者数3520人、中段に入所者数として3423人、下段に施設未利用者数97人となっております。

未利用者数97人の内訳としまして、指定園のみ希望者46名、届出保育施設利用者8名、育児休暇延長者7名、幼稚園利用者1名、実質待機児童35名となっております。11月が120名、12月が90名と減少している理由としましては、未利用者に対して29年10月20日に現況調査を行っております。その結果、現状のまま待ちますとの回答が80名、取下げが1名、回答無しが39名でしたので、取下げ及び回答無し計40件を除いております。

資料2ページをお願いいたします。「各年齢別の保育事業利用率」について、2ページに公立保育所、3ページに私立保育施設の各施設の年齢階層ごとの入所定数及び入所児童数、未利用児童数、定数に対する入所者数と未利用児童者数を合計した利用率を記載しております。各施設の未利用児童数については、その施設を第1希望としている児童数を記載しております。なお、公立施設の利用率は95.8%、未利用児童数は21人、私立施設の利用率は110%であり、未利用児童数は76人となっております。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。「各園の現状と希望申込状況（年齢別、第3希望まで）と未利用児童の年齢別の数（希望保育所）の現在の状況」についてご説明いたします。未利用児童97人の入所希望施設の申込み状況について、第1希望から第3希望までを記載しております。

続きまして、資料5ページから12ページをお願いいたします。資料5ページにつきまして、「保育所、認定こども園定員及び入所状況・保育士定数及び配置状況調べ」についてご説明いたします。5ページに公立保育所4施設の状況を記載しております。公立保育所の利用定員に対する保育士不足数は12人となっております。

6 ページに公立認定こども園 2 施設を記載しております。保育士の利用定員に対する不足数は庄内こども園 0 歳児担当が 1 名不足しております。

7 ページから 11 ページにかけて、私立保育所 22 施設の状況を記載しております。私立保育所の利用定員に対する保育士不足数は 20 人となっております。

12 ページに私立認定こども園 3 施設状況を記載しております。私立認定こども園の利用定員に対する保育士不足は現在のところございません。

続きまして、資料 13 ページをお願いいたします。現在、未利用児童となっている 97 人の状況について、申込受付月、年齢、性別、加算認定項目、利用認定指数の合計、入所希望施設を第 1 希望から第 4 希望まで記載しております。

資料 15 ページをお願いいたします。市内届出保育施設の一覧についてご説明いたします。市内には届出施設 13 施設ございます。そのうち事業所内保育施設が 6 施設ございます。また今年度に企業主導型保育施設 2 施設が開所されております。この 2 施設のほか、4 施設が 30 年度中に開所を予定しております。

続きまして、16 ページをお願いいたします。保育士貸付金事業の申請状況について報告いたします。

飯塚市保育士修学資金貸付金につきまして、1 月末までの申込者数は 11 名となっております。29 年 10 月申請が 10 名、学年別ですと、1 年生 5 名、2 年生 5 名となっております。学校別では近畿大学九州短大 6 名、これは、1 年生 4 名、2 年生が 2 名となっております。中村短大 2 年生が 1 名、精華女子短大 2 年生が 1 名、純真女子短大 2 年生が 1 名、九州女子短大 1 年生が 1 名となっております。29 年 12 月申請が 1 名、これは、九州女子大の 4 年生が 1 名となっております。

飯塚市保育士生活資金貸付金につきまして、申請状況を報告いたします。1 月末までの申込者数は 5 名となっております。29 年 11 月申請が 3 名、29 年 4 月採用が 2 名、28 年 4 月採用が 1 名となっております。29 年 12 月申請が 2 名、こちらは 2 名とも 29 年 4 月採用となっております。

資料は準備をしておりますけれども、平成 30 年度の保育所・こども園の新年度の申請状況を報告します。29 年 12 月 1 日から 30 年 1 月 12 日の期間で 30 年度（の申込受付を行っております。申請件数 3324 人。内訳としまして、公立保育所・こども園が 675 人、私立保育所・こども園が 2543 人、市外の保育所が 106 人となっております。今月中に入所調整を行い、3 月 1 日をめどに内定通知書の発送を行う予定としております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

○兼本委員

1 ページの平成 30 年 1 月 1 日現在、未利用者 97 人の内訳という中で、育児休暇の延長という方が 7 名いらっしゃいますが、この育児休暇の延長というのはどういった理由から延長されるのでしょうか。

○子育て支援課長

理由としましては、入所を待っていても入所できないから延長させてくれということで、3 月末まで延長した方が 7 名いらっしゃいます。

○兼本委員

ということは、現在、お仕事を持っていらっしゃるという方ですよね、そういう方というのは、恐らく、育児休暇の期間というのもあると思いますが、これもし保育所に入れなくて、育児休暇の期間も過ぎました。そして、仕事も、逆に言うと、やめなくちゃいけないんじゃないかな

いかというようなおそれも出てくるのではないかというふうに思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長

延長した場合は、今回の場合なんですけども、3月31日までの延長ということが非常に多い状況でございます。4月の新規の入所の申し込みをしていただくような形になっております。次年度の4月、再度申し込みを行っていただきます。

○兼本委員

恐らく飯塚市の子育てしやすい環境といったところを考えますと、働きながら保育所に預けられて、子育てをしていくという方だと思うんですよね。育児休暇の期間は、例えば、1年なり、6カ月なり、もしかしたら最初取ってあって、保育所に入れないから、まだ猶予がある分延ばされる。延ばされてるんだけど、結局、保育所に入れずに、育児休暇取る期間がなくなってしまった場合とか、全て使い切ってしまったといった場合は、どのように対応されますでしょうか。例えば、2年間育児休暇がこの会社はありますよ。もともと1年とって、1年後に復帰しようと思ってました。だけれども、保育所が見つからずに、とりあえず6カ月を延期しました。その間にもまだ見つかりませんでした。でもあと残り6カ月しかない。また、その6カ月延期して丸まんま育児休暇の期間を使い切ったけども、保育所が見つからなかった。そういった場合もあると思うんですよね。そういった場合に飯塚市は、子育てしやすい環境をつくっていくということで、今、みんなで議論してると思うんですけれども、そういった方が発生した場合にどのように対応されるっていうふうにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○子育て支援課長

先ほどの質問だったんですけれども、今までの例ですと、先ほど申しあげましたけども、3月31日まで延長していただきまして、新年度、入所受け付けの際に再度申し込んでもらって、4月から入所していただくケースが今までの場合は、非常に多いです。あとはもう希望園のみならず、空いている園をマッチングで紹介していくような形をとっていきたいと思っております。

○兼本委員

ということは、この育児休暇の延長されてる方々っていうのは、例えば今の話だったら、4月ではほぼ希望のところに入所できる。もしくはそのマッチングで、ほぼ100%入所ができるということですか。

○子育て支援課長

今までですと、先ほど申しあげたように、年度当初の入所をお願いしておりまして、希望園だけじゃなくて、空いている園を紹介するような形で、入所していただいております。

○兼本委員

恐らく、先ほどの話では今回の4月入所が3月1日をめぐりというお話でした。恐らく12月ぐらいから申し込みでしたよね。それから、もう期限ぎりぎり育児休暇を延長されてある方々っていうのは、今後、もし4月に決まらなかったらどうしようというように心配されてる方も、私ども耳にします。その決定時期が3月ということ。4月という1カ月しかありません。その1カ月の間でマッチングなりをしていかれるのか、それともなるべく事前に、そういう方々が、不安を取り除くために事前から打ち合わせをされてやっていくのかといったところはどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長

先ほどのマッチングなんですけども、3月1日の決定は、調整がほぼついた状態で発送いたしますので、今月入力を全て終わりました。調整いたします。その中で、希望園以外に入られる可能性がある場合は、事前に連絡しまして、調整していきたいと思っております。

○兼本委員

ということは3月過ぎてから連絡という形になるんですかね。

○子育て支援課長

それは、一応今月2月中に連絡ということで考えております。

○奥山委員

今の兼本委員の質問に、ちょっと関連ですけども、先ほど育児休暇がもう終了しようというときには何とかかんとか、市のほうでマッチング等をやりながら復職できるように、手配してるといことですかね。事前にこの方がその園を希望される場合は、育児休暇で復職のためにされているのか、仕事してる人がほとんどですけれども、そういう把握はもう事前にしておられるということですかね。

○子育て支援課長

申請書に育児休暇中の場合は、相手方の勤務証明の中に育児休暇中は何月何日までというふうに記載をしていただいております。

○奥山委員

ここにポイントですかね、それぞれありますけれども、育児休暇の復職がだいたいこの時期ですというようなところは、ポイントが高いということですかね。なるべくその方に沿った、園の紹介であるとか、マッチングをやって皆様が復職できるようにというふうにご苦労されているということですか。

○子育て支援課長

今言われたポイント加算というのは、就労中ということで就労加算のポイントになります。育児休暇だから育児休暇のポイントというのは特にございません。

○城丸委員

関連でちょっと一つ聞きたいんですけど、今の97人の内訳の中で、指定園のみ希望というのが1番上にありますね。これは、そこじゃないと多分、行かないということなんですよ。保育所の制度上、それで済んでるのかという疑問がちょっと湧くんですけど、それは何か調べられていますか、どうされてるかとか。

○委員長

質問の意味わかりますか。もう一遍ちょっといいですか。

○城丸委員

未利用者97人の内訳の中で、1番上の指定園のみ希望者ということで、多分そこじゃないと行かないよと。そこが空かないから、こういうふうに待ってるという状態だと思うんですよ。ただ保育所制度という制度上、それで済むのかというのはありまして、じゃあ、子どもさんどうするのかというのはちょっと疑問なんですけど、それを調べたことはありますか。

○子育て支援課長

制度上いいますと、申し込みに関しては、第1希望から第4希望まで記載ということしております。中には今、言われますように第1希望しか書かない、第4希望まで書かれて、なおかつ空欄にも書いてある方もいらっしゃいます。その第1希望しかか待たない方がどうされてるかっていうことに、詳しい調査はしていませんけれども、大体、祖父母が自宅で見ていただいたりとかいうのが多いような状況です。祖父母と同居しておったりとか、近所におったりとかいうのをよく聞いてはおります。

○城丸委員

そういう状況の場合は、実質待機児童には当たらないということなんですよ。見る人がおるといこと。制度から言って、そういう人たちは、例えば、保育所に入れようと思ったら入るんですかね。入れるというか、わかりますか。

○子育て支援課長

要件がそろっておれば、入所可能となっております。両親が就労しているとかですね。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

今回も、詳細な資料を提出していただきありがとうございます。また、この委員会立ち上がりまして、もう1年たとうとしているかと思うんですけど、現状、いろいろご報告していただくというのは、分析する上でも大変ありがたいんですが、この現状があるということわかるんですけども、この解消ってというのは最終的な目的かと思うので、この解消に向けてどういうふうにやっていきますかっていうところまで、ぜひ市としての答弁があるべきじゃないかなと思うんですが、そういった部分に関しまして、どうでしょうか。

○福祉部長

今の一つの方策としまして、保育の受け皿のことにつきましては、11月の委員会におきましても、新たな保育の受け皿については検討していかなければならないと考えておりますということを答弁させていただいております。今、その新たな保育の受け皿につきまして、福岡県とも協議をしております、新たな認可保育所の設置とかに向けて、いろいろ検討している次第でございます。

○永末委員

検討していただくのは、大変いいことかと思うんですけど、ただずっと問題になってきているのが、保育士不足というところだと思っておりますよ、待機児童の問題に関しては。その新しい保育所ができたとしても、既存の保育所の保育士不足という状況は変わらないかと思うんですけど、そういった部分に関しては、どのように把握されていますか。

○子育て支援課長

保育所不足につきましては、私立保育所に対しては今年度設立しました修学資金等で、今各大学にまた来年度の分のチラシ等を配布して、生活資金、修学資金、そういったのを活用して、飯塚市で就職していただくように働きかけを行っております。現在、修学資金を借りている2年生、もしくは4年生、6人いるんですけども、その方については、飯塚市で来年度は就職していただけるということになっておりますので、少しくらい状況で働きかけを行っているような状況です。

○福祉部長

課長から説明がありましたが、加えて現在、新聞報道でもあっております、福岡県が、いわゆる潜在的な保育士さんの掘り起こしといいますか、調査を行いまして、半分ぐらいの方が復職してもいいというような、そういうようなアンケート結果も出ております。現在、福岡県の子育て支援課におきまして、そういう動きがありますので、飯塚市におきましても福岡県からの情報を得まして、それを活用して、潜在しておられます保育士さんの掘り起こしをしたいというふうに考えております。

○永末委員

その記事に関しては私も拝見しております、昨年末ぐらいに出ていた分かと思うんですけど、そこは本当に潜在保育士の活用というのは有効な手だてかと思っておりますので、ぜひ早急に、その辺りやっていただきたいと思っております。

全体の11月の委員会でも私が申し上げてたんですが、公立と私立の分で今回もちょっと人数は変わってますけども、ただ公立であれば21人ぐらい未利用の状況というふうな形になってるんですけど、そのあたりの解消法ですかね、私立に関してはちょっとあれかもしれませんけど、公立に関しては職員の採用のやり方とかで正規、非正規、任期付きとか、そういった話も前回あっておりましたけれども、そういったことの計画を早急につくり上げていきたいというふうな答弁を、当時の部長のほうからいただいておったんですけど、山本部長が新しく就任

されて、そのあたりのどのぐらいのスピード感で、そういう計画を、我々も目に見える計画であったほうが、やはりこういうふうに進んでいってるんですよというふうなことは、市民の方に対しても話はしやすいので、ぜひそういった部分を期限を区切って、いつまでにやっていくってところをぜひ計画として出していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○福祉部長

今、ご指摘の件でございます。11月の委員会におきまして早急に公立保育所の保育士の職員体制というか、そういう計画を立てていきたいというふうに答弁させていただいております。一応、4月以降の子どもさんの定数に対する保育士の確保、正規の保育士、それと臨時保育士を何人確保するという計画は、来年度に向けたものはつくっております。それを計画立てて、今進めていくということで考えております。

○永末委員

ぜひ、それを見える化していただきたいと思うんですよ。総論的に答弁いただくというのは、必要なことですし、ぜひそういった方向性を持ってやっていただくべきなのは当然わかっておるんですけども、今報告いただいている現状のほう、現状の97人ですよということで、現状すごくわかるんですけど、やっぱりそれをどういうふうに解消していくんですか。いつまでに解消できるんですか。具体的にどういう手法を使って、私立と公立はこういうふうに解消していくんですよっていうふうな計画がほしいんですよ。計画ですので、それが計画の段階だから、あれですけども、計画でもやはりあるのとないのとではPDCAとか、そういった部分で回せるか回せないかということも出てくるかと思うので、ぜひ、そういったところを期限区切ってやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長

来年度の採用試験もあります。それまでにある程度今後の保育士の正規職員、それから任期付職員、臨時、それらの人数について、人事当局と福祉当局と、当然打ち合わせさせて、できるだけ早めにそういう計画を出したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○城丸委員

最後の、今の永末議員の質問の続きになるかと思えますけれども、16ページの方ですけど、修学資金貸付金が2年生は5名、1年生が5名ですけど、2年生といたらもう卒業ですよ。この人たちの意向というか、採用試験もあるんで一概には飯塚市に来るかどうかわかりませんが、この辺の意向とかいうのは聞かれていますか。

○子育て支援課長

修学資金貸し付けの来年度2年生5名、4年生が1人いらっしゃるんですけども、こちらはもう飯塚市の保育所を勤務希望ということで、こちらの貸し付けを受けております。私立の保育所勤務希望ということです。

○城丸委員

先ほどの資料で私立は、不足が20名でしたかね。20名のうちの5名は、これで補えるということですよ。

○子育て支援課長

6名になります。2年生5名と4年生が1名いらっしゃいますので、6名ということになっております。

○委員長

退職者はいないの。そういうことですよ。

○子育て支援課長

申しわけありません。退職者の数までちょっと把握しておりませんので、単純に新規で6名採用されるということで聞いております。

○城丸委員

修学資金いろいろ、貸付金いろいろあってから、整理したわけですけど、この貸し付けの11名については、どういう感想ですか。少ないとか、年度中途の始まりなんで、ちょっとわからないっていうのもあると思いますけど、30年度の申し込みとかいうのはもう始まっているんですかね。それと、この人数に対してどうお考えなのか。

○子育て支援課長

平成30年度の申し込みについては、4月から予定しております。今年度の数的には11名なんですけれども、年度中の10月からの施行ということで、各学校回りまして、私も実際、福岡、北九州回っております。その中で北九州なんかは、飯塚から通っている生徒っていうのは少ないという意見を聞いております。福岡についても、そこまで数的には多いというふうには聞いておりません。その中で、近畿大学が6名申し込んでいただいたというのは今年度、年度途中からの施行ですけども、希望としたらもう少し申し込みがあっただらという希望もありましたけれども、妥当な10人くらいかなというふうに考えております。

○城丸委員

私の感想も、実は予想を裏切って多いというか、非常によかったなというところがあるんですけど、こんなにはないだろうというのがありましたけど、実際、効果があっただらというふうにならぬように今、考えています。これでまだ30年度も申し込みがあるということなので、大いに宣伝をしていただいて、保育士不足を解消していただきたいと思います。

次に、生活資金のほうは、これも年度途中の始まりでありますけど、意外に少ないなというのがありますけど、これも4月から始まるんですね。

○子育て支援課長

こちらについても、同じように4月から申し込みが始まりますけれども、再度私立保育所、こども園についてPRしていきたいと考えております。

○兼本委員

先ほどの保育士さんの関連でお伺いしたいんですけれども、15ページ、市内の届け出の保育施設一覧というのをいただいております。この中で、平成29年開所の保育園、30年それから今後開所予定の企業主導型の保育施設というのがございます。結局、保育士さんを募集してないと保育所自体ができないわけですよ。この施設はどのような形で募集されてあるのかはわかりませんが、これだけの定員数を満たすために保育士さんを募集されてあるということですね。このあたりってすごく、保育士さんを集めるヒントになるんじゃないかなと思うんですが、そういったところでどのように募集されてあるのかといったような分析であったりとか、お話を伺いに行ったりとかいうことは、考えてありますか。

○子育て支援課長

全ての園ではないんですけども、一部聞いたところは、派遣会社との契約をしております。派遣会社から派遣していただく園もあります。中には現在、雇用で保育士がいるから、その方をあてるということも聞いております。

○兼本委員

それは、飯塚市としての考え方とはやっぱり違うことになるんですか。保育士さんを集めるための手段として、そういう形のもの、もう全く考えておられないということですか。

○子育て支援課長

今言われます派遣ということでしょうか。派遣については今のところ考えておりません。

○兼本委員

それと、企業主導型保育園の中に地域枠がある所っていうところがある。今後できるのも地域枠があるところが多いと思うんですけども、最初にこの地域枠ってどういうことなのかご説明いただいてよろしいですか。

○子育て支援課長

地域枠というのは、定員、例えばゆうき保育園の例で申しますと、24名の定員があります。この中で、自分のところの企業の従業員の定員を50%、地域枠を50%以内で設けるといことができますので、例えば地域というのは飯塚市内と。地域の方も半分は受け入れは可能ということになります。この地域枠なしということは全て企業内の従業員向けの保育施設ということになっております。

○兼本委員

というと、例えばこのゆうき保育園さんで言えば、24人中12人は企業の方ではなくていいということですか。

○子育て支援課長

この12人については、企業勤務以外の方でも可能ということになっております。

○兼本委員

この企業主導型保育園の今開設されてあるところ、それからされてないところの募集されている年齢というのは何歳から何歳なんですか。

○子育て支援課長

企業主導型、花梨保育園とゆうき保育園がございますが、花梨保育園はゼロ歳、1歳、2歳。ゆうき保育園もゼロ歳から2歳までというふうになっております。今後の施設についてはまだはっきりわかっておりません。

○兼本委員

そうすると、ゼロ歳から2歳まで、今待機児童で、一番多いところですね。この企業主導型保育園で、地域枠合わせて21名になるわけですよ、最大で。今お話にあった2つの保育園で。そうすると、その分でもある程度、待機児童の問題が解消できるのではないかとこのように思いますけれども、ここはあくまでも認可ではないわけでしょう。そのあたりはどのようにお考えなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:40

再 開 10:42

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

先ほどの認可外につきましては、こちらの対象園がありますので、そちらのほうをマッチングの際には、どこの地域にこういう認可外がありますよとかいう情報提供を随時行っていきたいと考えております。

○城丸委員

ちょっと前回もお聞きしたんですけど、この30年の申し込み入所申請が合計で3324人ですね。数字はいいんですけども、この中には認定保育園2園ふえますよね。それ入ってるんですね。それで、先ほど97人の未利用がありますけど、この2園が加わることによって、どれぐらい解消できると思っておりますか。

○子育て支援課長

さんない幼稚園、いぎすれんげ幼稚園、こちらが30年度から認定こども園に移行しまして、2号、3号の受け入れを行っていただきますが、定員で申しますと、さんない幼稚園が90名。そのうちゼロ、1、2歳で申しますと40名。いぎすれんげ幼稚園、こちらのほうが94名。ゼロ、1、2歳で申しますと40名。合計80名、ゼロ、1、2歳で受け入れを予定しております。

○城丸委員

今の数字を聞きますと、そこしか行かないというふうな人もおりますけど、ほぼ解消するというふうを考えてよろしいんですかね。

○子育て支援課長

ほぼ解消できると思うんですけども、年度途中から、どうしても1歳児の申請が非常に多くなっております。年度途中での1歳児の入所は困難なケースが考えられると思っております。

○奥山委員

未利用児童の一覧表を、ずっと見ていくと、まだ私も精査しておりませんが、地域的なものが大きくかかわってくるんじゃないかなと思って、上のほうからいくと、ひばり保育園とかずらっと、結構申し込みの希望があります。今住宅団地も、いろんな方面にできておまして、そこには当然お若い両親が住んでおりますんで、その子どもさんたちが自分の近くの保育園をやっぱり希望されますから、せいぜい第2希望、第3希望までは書いたとしても、あまり遠いとやっぱり園の送り迎えが大変だということで希望をされずに、なかなか入れない。これが、本来の待機児童じゃなくて、未利用児童になるんですけども、その辺を市として、この地域にとかあの地域にとかっていうのを、何か考えていく必要が出てくるんじゃないかというふうに思います。最近、庄内のほうは、結構住宅団地がボコボコとできて、みんな30代の若い方が住んでおりますので、こうやってご苦労されているのかなというふうに思いますけども、市の考えとして何かあればお願いいたします。

○福祉部長

ただいまのご指摘の件でございます。先ほど申しましたいわゆる保育の受け皿ということになりますと、どうしても自分の住みやすいところ、通勤しやすいところということになってくると思います。ご指摘のとおり、飯塚地区、穂波地区のほうに希望が多いというのが現状でございますので、今後受け皿の設定とかいうことにつきましても、そういう地域性を十分考慮して、考えて設定していきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

さっき、同僚議員のほうからちょっと質問があった部分での関連なんですけど、認可外の分、15ページに掲載がありますが、この定員は書いてあるんですけど、今どのぐらいの利用があっているかっていうのは把握はできてないんですかね。

○子育て支援課長

認可外については、常時うちのほうに定員の連絡とか、入所者数の連絡とかいうのはないんですけども、監査がっておりますので、4月1日付での報告はっております。29年度4月1日になりますが、それで報告したいと思います。飯塚病院キッズランドビーとるは11名。記念病院託児所は14名。市立病院プチ・キッズが7名。まめの木保育園が17名。北星託児所が5名。あすかほいくえんが30名。きんせい幼稚舎が4名。中央福岡ヤクルト販売飯塚東センター保育所、こちらが3名。中央福岡ヤクルト販売川津センター保育所が1名。FSC託児所が2名。花梨保育園、こちら29年11月15日現在になっておりますが、こちらが5名。ゆうき保育園、30年1月4日現在が10名、タカハ機工は、29年11月7日現在で3名となっております。

○永末委員

市として把握している待機児童が、最新では97名ですよ。ただ、ここにもそういう方を受け入れる枠もまだ残っている部分もありますし、先ほどの同僚議員のほうからもありましたけど、新しい開設ですね。さんない幼稚園といぎす幼稚園の部分でも枠がありますので、そんなのを換算していくと、もう解消をするんじゃないかとも思うんですけど、何か一方で、

97人という数字を把握されているということですが、そこがどんどん人数がふえていくと、かかっていう状況も出てきているのかなとも思ったりするんですけど、そういう数字が上下する原因みたいなのを把握されていますか。

ちょっとわかりにくいですね、たぶん。すみません、ちょっとつけ加えます。1ページのほうで97人という数字が出たのは、要は、表1から表2の数字を引いて出たのは97人ですということで、市としては待機児童を、言い方正しいかどうかわかりませんが、表面上把握しているというふうな感じだと思うんですよね。ただ一方で、認可外の保育施設とかもありますし、今後いろいろ、先ほど部長のほうからも答弁がありましたけども、新しい保育所をまたつくるとかかっていうのもあったりして、なんか需要と供給のバランスがとれてるのかなっていうのも、正直ちょっと心配になる部分も、待機児童を解消しようということで、私どもは、それで議論をさせてもらってますけれども、一方でそれだけ一気に潰れてしまっただけで、逆に供給が多過ぎるとかかっていうことにもなってきたりしないのかなとも思うんですけど、例えば、1番の表の1月の時点の3520人っていうのは、認定された数字っていうことですよ。これは、何歳児なんですかね、3520名っていうのは。

○子育て支援課長

3520人というのは、ゼロ歳児から5歳児までになっております。保育所、こども園は保育部の申請件数ということです。

○永末委員

ゼロ歳児から5歳児の認定された子どもが3520人。でも実際に、飯塚市に住んでるゼロ歳児から5歳児っていうのは3520人ではないということなんですか。

○子育て支援課長

飯塚市のゼロ歳児から5歳児までの児童数を申しますと、1月31日現在ですと、6773人になっております。

○永末委員

6773人から3520人引いて、3200人ぐらいです。その今、現在にいらっしゃる子どもさんの数から認定された数を引いた残りの三千数百人の子どもさんというのは、今どういう状態なんですか。

○子育て支援課長

3歳児から5歳児に関しましては幼稚園。今、幼稚園も2歳児から受け入れをさせていただいているところが多くございます。それで幼稚園に通っているお子様もかなりいらっしゃいます。ゼロ、1、2歳については、家庭で家庭保育をされているということで、市のほうは確認しております。

○永末委員

幼稚園の人数は何人ですか。

○子育て支援課長

申しわけございません。今、幼稚園の人数については、手元にデータはございません。

○永末委員

じゃあ、次回報告のほうをお願いします。続けていいですか。

○子育て支援課長

すみません。幼稚園につきましては、給付型に移行した分については、毎月人数を把握できているんですけども、従来の給付型以外の旧来の幼稚園につきましては、5月1日の学校基本調査の数字がもとになりますけれども、そちらのほうでもよろしいでしょうか。

○永末委員

ちょっと表の形でペーパーとして出していただくように要望したいと思います。お願いします。

付託案件が保育行政全般にということですので一点、ちょっとお聞きしたいんですが、病児保育を今、市のほうでも行っているかと思えます。私のほうの認識で2カ所されているところがあるかと思うんですけど、その利用状況っていうのは今わかりますか、答弁いただけますか。

○子育て支援課長

申しわけございません。今2カ所で運営しているんですけども、利用状況については今、資料が手元にはございません。

○永末委員

ちょっと、私のほうも事前に何もお伝えしていませんでしたのであれなんですけど、先ほどの分と合わせて、その分に関しましては次回、まとめて報告いただきたいと思いますけど、お願いできますでしょうか。

○子育て支援課長

病児保育の利用状況についても、次回報告したいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:57

再 開 11:10

委員会を再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市街なか子育てひろばの民間委託について」報告を求めます。

○子育て支援課長

飯塚市街なか子育てひろばの民間委託について、報告いたします。平成30年4月1日より、日祝日開所するため、事業運営委託を行うものです。平成30年1月4日から2月2日の期間で一般公募を行い、3法人の申込みがっております。

今後のスケジュールといたしましては、2月8日に予定しておりました1次審査につきましては、申込法人数が4法人以内でしたので1次審査を行わず、2月15日に参加法人によるプレゼンテーション及び選考委員によるヒアリング等を実施し、2月下旬に委託先の決定を予定しております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

街なか子育てひろばの委託の報告だったかと思うんですが、この開始からの利用状況について、どのような形になっていますか。

○子育て支援課長

昨年、平成28年10月に移転しまして、大体、月平均2792人。移転前につきましては、26年度は毎月平均で1615人、27年度の月平均が1642人、27年度の月平均の利用者数として1642人。移転前、昨年、28年度9月までは1812人の利用者がっております。

○永末委員

利用者は徐々にふえているというふうな状況だと思うんですけど、これは今回、ことしの4月1日から委託ということでやりたいということなんですけど、今は直営ですけど、今回これを委託にしようというふうに考えられた理由は何なんですか。

○子育て支援課長

街なか子育てひろばの日・祝日開所につきましては、旧玉置2階で開所していた当時から、日祝日の開所の要望は多く寄せられておりました。28年10月の移転以降、利用者がふえ、昨年のゴールデンウィーク中にも休所していたこともあり、日祝日開いていますかや、日曜日に開いたらいいなどの問い合わせが、街なか子育てひろばにあっております。昨年8月1日から10日までの期間、10日間なんですけれども、利用者に対してアンケートを実施しております。内容としては、一月の利用頻度、日曜日に開所したら利用するか、祝日に開所してほしい。何曜日に多く利用していますか。休館日は何曜日がいいですかの内容で実施しております。回答者数は229名となっております。その中で、日曜日、開所の際に利用するが70%、祝日の開所希望が58.9%と利用希望があると確認しております。市としましても内部で検討を重ね、月平均1600人程度から、移転後は大体2700人と千人ほど、月平均でふえております。その好調な利用者増の状況や、利用者の要望から、さらなる子育て世代のサービス拡大を図るため、現在、休所日としている日祝日を解消するために、今回委託を決定しております。

○永末委員

以前から日祝日の利用希望というのがあってらっしゃって、実際にアンケートをとって見たところ、70%ぐらいの方がしっかり日曜日に利用したいということで、結果が出たということかと思うんですが、実は私もまだ子育て世代でありますし、実際あそこを利用させてもらうこともあります。日曜日に連れて行くところが、結構雨が降ってたりしたらないとか、結構ありますんで、日曜日に開けるっていうのは、多分利用される方たくさん出てくるかと思うんですが、これが実際に、その利用するっていう部分に関しては、大変いいことかと思うんですが、今回この委託を決めるに当たって、通常の方式にのっとった形でやってるかと思うんですけども、質問ですかね、希望する方の質問というときに、今回はインターネットと言いますか、メールで質問を受け付けるような形をとったということで、以前は何かこう、きちんと説明会を開いて、その場で説明、質問を受け付けて、その場で回答するというふうなことで、そういった形をとっていたのに、今回に関してはそういった形をちょっと取ってないということを知りたりもしたんですけども、そういった形式を今回とった理由というのは何かあるんですか。

○子育て支援課長

今回、街なか子育てひろばの事業運営委託につきましては、飯塚市プロポーザル方式に関するガイドラインに沿って、要綱を定め実施しております。その中で説明会を実施する場合には、業者が一堂に会することは避けることとありますので、今回の事業運営委託より説明会は実施せず、質面書による対応としております。子育て支援課では、平成24年度に実施し――。

(発言する者あり) 子育て支援課では平成24年度に実施した、子育て支援センター運営事業委託の際には、公立保育所の民営化と同様に、子育て支援課の考えとして説明会を実施しておりました。直近では、幸袋こども園民営化のとき、移譲の際には、28年1月に説明会を行っておりますが、今回の募集より、市のプロポーザルガイドラインを遵守したものでございます。

○永末委員

今の答弁を受けますと、今まで説明会方式をとっていたけども、ちょっとこう不都合があるというふうに考えたので、一堂に会する形ではなく、そういう個別で質問を受け付けるというふうな形に変えたということですかね。わかりました。

あと今回、あそこの街なか子育てひろばというのは、当然街なか付いているくらいですから、中心市街地の活性化っていう部分にもかなり大きく結びついている施設かと思うんです

けど、今回、民営化ということに関して、ちょっとそこら辺の説明とかがいってなかったとかっていうこともちょっと聞いたりもしたんですけども、そのあたり実際、商店街でありますとか中心市街地との連携、あそこが民営化することで、日曜日も開くことで連携というのは、どういふふうに図っていこうというふうに、その効果はどういふふうに出していこうというふうに考えていらっしゃいますか。

○子育て支援課長

商店街につきましては、商店街連合会の理事会において、2月1日に説明を行っております。また商店街との連携といいますか、利用者が隣接する商店街を利用するという事で、例えば立体駐車場や本町駐車場、こちらの利用者に対しては4時間無料となっております。そこから街なか子育てひろばまでの道中、商店街をどうしても通りますので、その道中、利用がふえるのではないかと、二次的効果として商店街の活性化を推進されることが期待されております。また、現在もそうなんですけども、街なか散策というのを月1回実施しております。商店街の中にありますからくり時計、こちらに非常に子どもが興味を持っておりまして、毎月1回、からくり時計まで散策に行って、そのあと天気がいい日なんかは、曩祖八幡やコスモスコモンまで、商店街の中を歩いて散策するっていうこともやっておりますので、そういったことも引き続き行っていきたいと考えております。

○永末委員

私もあそこを実際に、子どもを連れて利用してますので、そのときにちょっと駐車場はあそこの下に停めますよね。下に停めて、あそこしか停める所がないのかなと思ってたんですよ。お話聞いて、初めてそういうところに停めることができるんだというのを知りましたんで、そのあたり、もしかしたらまだ浸透してない部分もあるのかなと思うんで、そこはああいうところに停めれますよっていうところはアピールしていったらじゃないかなと思います。もう一点、商店街との連携に関しては、実際、プロポーザルで受ける業者さん決まったときに、そのプロポーザルの業者さんにも、その部分っていうのは、しっかりと認識してもらわないといかんと思いますし、協力してもらわないといけないと思うんですよ。商店街ときちんと連携してやっていくっていうことは、そこをきちんと認識した形でやっていただかないといけないかと思うんですけど、その部分というのはなんかプロポーザルの要綱とかには、織りまぜてるんですかね。

○子育て支援課長

現在、市がやっております事業、先ほど申しましたように街なか散策等につきましては現在行ってる分は、引き継いでいただくようになります。また今回プロポーザルすることで、新たな商店街との企画、提案というのも期待しております。

○城丸委員

今、お話を聞きましたけど日祝日開所するために、民間委託をするということですけど、まず日祝日開けるのは、民間委託じゃないとできないのかというのが一つの疑問と、それとメリットとしてはそれだけしかないのか。例えば経済的メリットがあるとか、そういうのはないのか。まずそれをお聞きします。

○子育て支援課長

現在、街なか子育てひろばは、月曜日から土曜日まで、年間296日開所しております。正規職員2名、臨時保育士2名で運営しておるんですけども、日祝日の開所となれば、年間361日開所となります。開所となれば、開所日増ということになりますので、職員増を行う必要がありますので、現在、公立保育所で保育士不足が続いている状況であるため、今回の事業運営について民間委託をするものでございます。

○城丸委員

民間委託といいながら誰か働かないといかんわけですよ。それが民間だったらできるんで

すよね。公立はできないが民間だったらできるんですよ、そういう意味ですよ。それだけの理由で民間委託になるのかなというのが不思議でしょうがないんですけど、人件費が節約できるということですかね。公立の保育士使わないで、民間の保育士を使えば。

○子育て支援課長

先ほど保育士増という、今、人件費もございますけども、今いる保育士4名、街なか子育てひろばで勤務してるんですけども、そちらの4名については、保育所のほうに引き上げまして、先ほどから申しましたように、保育士不足解消に少しでも役立てたいとは考えております。

○城丸委員

公立の保育士さんは、保育所に戻るかもしれませんが、また誰かが当然ながら、行かないといけませんよね。民間の保育士さんが行かないかんですよ。結局はなんか同じじゃないかというような感じがするんですけどね。民間の保育士さんのほうが給料が安いとかそういうことじゃないんでしょう。

○子育て支援課長

民間の保育士さんが給料が安いとかそういったことではなくて、市の保育士不足ということで、直営での、これ以上街なかに配置を、職員増というのはちょっとできない状況でしたので、民間委託というふうに考えております。

○城丸委員

さっきも言ったように、誰かが行かないといけないわけですよ。それは、市内の保育士さんですよ、多分ね。委託を、プロポーザルということで、どこになるかわかりませんが、それは、どこかのやっぱり保育士さんが行くわけですよ。そしたら、一緒じゃないですかね。民間だったら土日祝日開けて、公立だったら開けられんということなんですかね。ちょっとわかりません。そういう民間委託にする必然がなかなか理解できない。

○子育て支援課長

民間委託することにより、現在、潜在保育士ということで、新たな雇用ということも生まれることもちょっと考えておりますので、民間委託、保育士、今回委託する内容としましては、今までは、保育士4名で対応していたんですけども、保育士につきましては、最低2名配置ということにしておりますので、ほかは支援員なり従業員なりで対応ということで、保育士については、今回、プロポーザルの中については、定員2名は必ず配置というふうにしておりますので、その辺は民間での雇用ということで考えております。

○城丸委員

県がやっている掘り起こしみたいなのところも採用できるかもしれないところで進めているということなんですけど、もう一つ疑問なのは、債務負担行為としては予算がこれ通ってると思いますけど、こういう民間委託とか指定管理に関しては、まず何で指定管理じゃないのかとかいう疑問が湧きます。それで、何て言いますかね、こういう指定管理とか民間委託の実態は非常に大きないろんな問題が起こっていることは、皆さん御存じだと思いますけども、そういう債務負担行為をとっただけの話の中で、そういう簡単に民間委託を決めていいのかという非常に疑問があって、恥ずかしいですけど私きょう初めて知りまして何でということになってますけど、それはいろんな中で議論されたんですかね。

○子育て支援課長

民間委託につきましては、今回新しくできた施設であり、指定管理がいいか、この事業運営委託がいいかを今回の委託を行うことで効果を検証していきたいと考えております。今後につきましては、委託の効果を検証し、事業運営委託でいくのか、指定管理でいくのかを研究してまいりたいと考えております。

○城丸委員

そしたら今のは、とりあえず委託でして、検証して、将来的には指定管理する可能性もある

というような答弁でいいんですかね。

○福祉部長

答弁の繰り返しになりますが、まず3年間で委託する中で、内容を検証いたしまして、将来的に指定管理でいくのかどうか、その委託をそのままするかということ、今後考えていきたい、検証して研究してまいりたいと思っております。

○委員長

あり得るんですよ。

○福祉部長

ないとは言いませんが、今から検証していくということです。

○奥山委員

今回、街なか子育てひろばが、この報告では日祝日、これはお父さんお母さんも大変喜ばれているところだろうというふうに思いますし、いいなというふうに思います。先ほども永末委員が言いましたように、利用されてる方からも、利用時間、利用できる日にちを広げることはいいんだなということで、私もいいなというふうに思いますけど、今城丸委員が質問されましたけれども、指定管理でない理由っていうのは、先ほどちょっと答弁されましたけども、検証していくために指定管理してないんですよというのはちょっとわからなかったんですけども、公の施設として、直営ですか、指定管理ですかっていうふうになっているんじゃないかというふうに認識してるんですけども、それを指定管理するかせんかを民間に先に、委託しますと、管理監督の部分、そこは条例が、飯塚市子育て支援センター条例の第4条のところに、「支援センターに、所長その他職員を置く。」というふうになってます。今回、どのような形をとられるのか、お願いします。

○子育て支援課長

条例4条の「支援センターに、所長その他の職員を置く。」というところだと思うんですけども、子育て支援課長が所長となります。

○奥山委員

そこを置くというふうになってますけども、どこに置かれてるんですか。

○子育て支援課長

事務所で、統括的に課長が兼任することとなります。

○奥山委員

支援センターに常駐されるということですかね。事務所ってどこですか。そこに置くということで、その管理を管理運営をやるんじゃないですか。この方々は、今回の報告は、民間委託で運営のほうに、運営委託、管理はどこがされるんですか。

○子育て支援課長

管理につきましては、市の子育て支援課で行っていきます。

○奥山委員

施設の管理を直営で管理していきますと、事務所で、市役所の中でやっていますということですけども、施設の中に市の職員が誰もいなくてもいいということよろしいですか。

○子育て支援課長

今回、運営委託というふうになりますので、職員については、配置はしておりません。

○奥山委員

運営と管理と、ちょっと切り離して、その方たちに管理も任せられるということでしょうか。

○子育て支援課長

すみません。先ほどの管理と申しますのは、施設管理のほうになります。

○奥山委員

この条例の中には、いろいろ文言書いてありまして、利用の制限、市長は、ということで、

次に該当する方が次の各号にいずれかに該当する場合は、利用を制限することができるというふうに書いてあります。公の秩序を乱したり、迷惑をかけたとか、いう管理を誰が行っていくんですか。

○子育て支援課長

利用制限のところだと思うんですけども、これについては委託先から、市のほうに報告をしていただきまして、市のほうで指示していきたいと考えております。

○奥山委員

スムーズにいけばいいんですけども、そうじゃないときに、そこまですぐ、課長がいつも事務所、役所のほうにおられるかどうかっていうのもありますので、すぐ対応が可能なのかどうか、ちょっと疑問のところあります。あと先ほど運営委託から、そのところで運営委託はどのような状態になれば、引き続きなのか、どのような状態にならなかったら、指定管理とするのかをお願いします。

○福祉部長

今、運営をしていく中で、例えば、どこで指定管理に切りかえていくのか、どの時点で判断するのかというようなことをございしましたが、先ほどの答弁と繰り返しますが、まずは委託いたしまして、どのような事業運営が当然、スムーズに流れていってもらわないかんですけど、もし仮に委託で何か支障が出て指定管理にすべきというような検証がなされるならば今後、そういうことも検討していかなければならないというふうに考えております。

○奥山委員

いや、指標はどういうことなのかっていうことですね。ここまでのラインは任せられる、これから出たら任せられない、やっぱり指定管理にしろかないかんかったよねということの判断はどういう判断でされるのかなっていうことです。

○福祉部長

事業を検証していく中で、民間で適切に運営がもう完全にできるということが、仮になった場合については指定管理というのはいり得ると、そういうふうに考えております。

○奥山委員

運営委託を今回されるであろう方が、そのまま指定管理になるということですか。

○福祉部長

そのまま指定管理になるという形ではございません。指定管理に仮になるとすれば、改めて選定をしていくような形になってまいります。

○奥山委員

冒頭にちょっと話されました、4者以下ということでしたけれども、2月2日までの募集ですが、何者お申し込みされたんでしょうか。

○子育て支援課長

3者の申し込みがっております。

○奥山委員

4者以下だと1次審査はやらずに、2次審査ということだったですね。1次審査をやらない理由ってというのがちょっと私も詳しくわからないのでお願いします。

○子育て支援課長

プロポーザルの実施要領に基づきまして、募集要項のプロポーザル実施要領の中に、審査方法といたしまして、1次審査につきましては、当初より参加者を4法人以内で選定するものとするしておりますので、今回、3法人でしたので、1次審査は行わず、2次審査のみというふうになっております。

○奥山委員

今回、この報告の分なんですけれども、街なか子育て支援センターなんですけども、ここは、

既存の3カ所ですかね。ここ入れて4カ所ですけども、筑穂、庄内、颯田の中心的な役割を担っているところだというふうに思います。それぞれのセンターにいろんな伝達であるとか、情報共有であるとかいう部分を行っているところですけども、それはどこが今度はされるようになりますか。

○子育て支援課長

現在行っている街なか子育てひろばの運営委託後についても引き続き、各支援センターの伝達、そういう集約については行っていただきます。

○奥山委員

それは3センターの分の管理もするという意味ですか。ただ何か文書を回すだけということですか。

○子育て支援課長

申しわけございません。活動報告等の連絡報告については、街なか子育てひろばで行っていただきます。管理については、市のほうで施設管理等につきまして行っておりますので、そのまま引き継いで行います。

○兼本委員

先ほどの条例の件で、ちょっともう1回、確認させてもらっていいですか。第4条の職員というのは、何を意味しているのでしょうか、教えてください。

○子育て支援課長

その他の職員につきましては、市の職員を意味しております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:43

再 開 11:44

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

職員は市の職員になります。

○兼本委員

それでは、この第4条の中の所長とその他の職員というのは何を指しますでしょうか。

○子育て支援課長

支援センターの所長については子育て支援課長。その他の職員については、担当者、子育て支援課職員に当たります。

○兼本委員

先ほど課長は、答弁でこの4条では支援センターには、いわゆる子育て支援課長、その他の職員を置かなくちゃいけないというふうになってるわけですよ。でも、ここには置かないというお話をされてませんでしたか。民間委託になったときに、こちらには置かないという話じゃなかったですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:46

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

先ほどの4条の職員の答弁につきまして一部訂正させていただきます。4条に規定する「所長その他の職員」につきまして、先ほど所長は、子育て支援課長、その他の職員につきましては、子育て支援課職員と答弁いたしました。所長その他の職員の所長とは、職員の名称の例

示でございまして、所長を含めた職員といった意味になりますことから、所長は子育て支援課長でございしますが、委託団体に業務を委託しておりますので、所長以外の職員は委託先の職員を配置されております。

○委員長

もう一遍言ってもらっていいですか。ごめんなさい。

○子育て支援課長

4条に規定しております、所長その他の職員につきましては、先ほど、所長は子育て支援課長、その他の職員については、子育て支援課職員と答弁させていただきましたが、所長その他の職員の所長とは、職員の名称の例示でございまして、所長を含めた職員という一体になりますことから、所長は、子育て支援課長。その他の職員につきましては、委託団体に業務を委託しておりますので、所長以外の職員につきましては、委託先団体の職員というふうに訂正させていただきます。

○兼本委員

読み方次第でいろいろな読み方ができると思うんですね。もうちょっとこの厳密に、例えば所長またはその他委託業者の職員を置くとか、及びとかによっても全然違ってくるんですね、解釈の仕方っていうのが。もう少しちょっとその辺は、結局今おっしゃるのは、子育て支援課長もしくは、委託業者の職員の方どちらかがいればいいということによろしいんですか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:02

再 開 13:05

委員会を再開いたします。

○兼本委員

次に、第7条、利用の制限というのがございます。市長は支援センターを利用する者云々と書いてありますが、支援センターに市の職員がいないということになると、この市長の行為も委託するという形になるのでしょうか。

○子育て支援課長

この市長の分につきましても、業務委託の範囲内で行っていただくことになります。市のほうに報告いただきまして、委託先のほうにさせていただくような形になります。報告を受け、市の方で判断いたしまして、委託先のほうに指示を出しまして行っていただくような形になります。

○兼本委員

となると、委託の内容っていうのもある程度細かくどの業務を委託するというのを細かく決めていかれるということによろしいんですか。

○子育て支援課長

仕様書及び委託につきましては、仕様書及び特記仕様書で示しております。

○兼本委員

それと、その先ほどから直営でいいんじゃないか、民間委託でいいのではないかというようなお話が先ほどあっていましたが、課長の答弁だと人件費の問題というようなふうに私は理解したんですけども、直営の場合と民間委託の場合、どのくらいの金額の差が考えられて、民間委託がいいというふうに考えられたのかお答えください。

○子育て支援課長

先ほどの直営でした場合と委託した場合、こちらにつきましては、費用としましては、直営

と委託との差額としては410万円ほどを見込んでおります。

○兼本委員

その410万円の違いというところで、サービスに関しては同じサービスが可能なんですか。

○子育て支援課長

可能と考えております。

○兼本委員

そうすると、先ほどから言われてますが、民間委託のために開設所のサービスの向上を図るためというような形が出てますが、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画っていうのをいただいたんですけど、この中で、207ページにあるんですが、最適化方針ということで、ここは開所日の充実などサービスの向上を図るため、指定管理者制度がいいというふうになってます。今回、民間委託というようなお話ですが、なぜそのような違いになったのかを教えてください。

○子育て支援課長

先ほどからの繰り返しになりますけれども、今回委託することにより、指定管理がいいか事業運営委託がいいかを今回、委託を行うことで検証を行います。その検証もとに、事業運営委託でいくのか、指定管理でいくのか、今後研究してまいりたいと考えております。

○兼本委員

そうすると課長、今のこの公共施設のあり方に関する計画をつくられた方々とお話ができてないということなんですか。それともできた中で、民間委託でまず実証しますよという話なんですか。

○福祉部長

この委託につきましては、関係する総合政策課等とも協議をする中で、方針を福祉部のほうで立てまして、協議をする中で今回、3カ年の委託事業を行うということで決定しております。

○兼本委員

そうすると、指定管理者ではなくて民間委託でなぜやるのか、どうしてなのかっていうところは、どういった検証の結果なんですか。

○福祉部長

検証の関係は先ほど来、お話しましたニーズ調査等の検証でございます。内部でのいわゆる日祭日開けることについての効果等については検証しております。ただ、これは指定管理にそのままっていかなかったことにつきましては、まず最初に施設を全て民間のほうに、指定管理にするのかどうかというのを、いきなり指定管理ということではなくて、民間に業務運営委託することで、その内容、及び状況を見ながら、判断していきたい。他の子育て支援センターにつきましても、運営を委託いたしまして、非常にうまくいっておりますので、この街なか子育てひろばにつきましても今のところ同じような考えで、委託でしたいというふうにございます。

○兼本委員

指定管理者にした場合と、業務委託っていうのは、費用面では、どちらが効果的なんですか。

○子育て支援課長

その検証についてはしておりません。

○兼本委員

今回、業務委託という形で、このようにプロポーザルを行うということでしたけれども、単純に人件費の問題、運営費の問題ということであれば、私はその運営費が、本市にとって効果的なほうを選ぶべきではないのかなというふうにございますけど、どうでしょうか。

○福祉部長

先ほど答弁いたしましたように、指定管理方式にもっていった場合の算定はしておりません。これで委託対指定管理の経費的にはちょっとメリット、デメリットについては、お答えできない状況でまことに申しわけないんですが、先ほどの答弁と重なりますが、他の支援センター、民間委託運営委託しております、運営はうまくいっております。そして、街なかのほうも運営を民間委託いたしまして、その効果を検証しながら、今後の子育て支援サービス推進を考えていきたいと考えております。まずは委託、3年間の委託をいたしまして、状況を見ていきたいというふうに考えておるところでございます。

○城丸委員

今の質問をいろいろ聞きながら、考えたんですけど、ほかのところでもうまくいってるということであれば、そこでもう検証できていると思うんですね。そしたら指定管理していいんじゃないかと、この公共施設のあり方検討委員会の方針どおりやっていいんじゃないかと私は考えるんですけど、そこでなんで、その中で委託が挟まるのかと。その委託と指定管理の何いうか、使用の違いというのもあるんでしょうけど、何を検証するのかなと思うんですね。何でわざわざ委託にするのかと、そこら辺が不思議でしようがないというか、よく理解できない。ほかのところもうまくいっているというのであれば、もうそこで検証できているはずなんですから、それは先へ進めていいんじゃないかというふうに思いますけど。

○子育て支援課長

今回、今まで委託してる分につきましては、日祝日は開所しておりません。今回初めて、日祝日、年間361日開所を行います。その分を含めたところで、検証していきたいと考えております。それと施設につきましても、施設規模は、通常のほかの支援センターでは、だいたい会議室1部屋、60から70平米の広さなんですけれども、今回の街なか子育てひろばにつきましては、延べ床面積が大体1千平米ほどの大きな施設になっております。そういったところも含めまして、今回の検証ということをしていきたいと考えております。

○森山委員

直営と委託した場合、410万円ぐらい金額が違うということが一つと。それと、要するにそのぐらいの金額で市のほうが、結局、所長さんというのは、あなたのほうが責任持って、その施設を管理されるわけなんですけども、中身は全く変わらないわけですよ、責任の問題に対して。たださっきからずっと言われる、まず人件費の問題。これができて何年になりますかね。そこんところを考えたときに、そんなに早くこの問題をやらなきゃいけないのかっていうのが一つ。それときょう見させていただいたけれども、平成23年に子育て支援センター条例ができています。こっちに運営委託書ができてますけども、これが一つ一つ区切っていないから、僕らどっちを見て、お話をさせていただかないといけんかなと思ってます。ただ、される意向は十二分にわかるんですけど、するというインパクトがないんですよ。ただ410万円ぐらいのお金で、日曜日に統計とったら日祝日開けてほしいと。開ければいいじゃない、あなたたちで。そのぐらいのことは簡単なことじゃないですか。410万円ぐらいで、いろいろ今までの要所の中で、小さなこと、大きなこともあるけども、410万円で、しかも日祝日開けてほしいと。開けたらいいじゃないですか。それでもいよいよ、こうなったからこうなんですよというぐらいのことを試してみて、言われる分だったらいいんですけど、急遽ぱつとこう出されていて、多分予算のほうは前回のときに上がってたんだろうと思いますけど、先ほど207ページ見ますと、最終的にはこういうふう書いてあります。だから僕らとすればどっちをとってやるべきか、どのような形で進めてくださいかというのが、今ここで皆さんが少しずつ不思議に思っているし、そのぐらいのことでやられるんですかってことよ。意外とこれ、行政のほうでできるやないですか。日祝日開けようと思ったって。それこそおたくら試してみたらいいじゃない。その中で、結果的にはこうだったとって、一発でこういう形、しかも4者じゃないと、

法人じゃないと、という業者選択もものすごく縮めてありますよ。いっぱいまだ大きく広げたらいいじゃない。そうするともう少し違うアイデアも出るかもわからん。そこを何で法人化してなったのか、どうなったのか。そういう説明も僕のちょっと取り方がまずかったかもわからんけど、そういう規格も要するに、説明が余りないじゃないですか。なぜ法人じゃないとだめなんかということもお聞きしたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○福祉部長

最初に法人でということ、条件に付けたということですが、361日の継続した開所ということになりまして、やはり、職員さんのほうもある程度、余裕を持って確保していただく必要があるのかなと思っております。それで、ある程度の組織化されました法人、人員等も確保できやすいような組織化された法人というところで、法人というところを条件に1ついたしました。

○森山委員

その意味はわかるんですけど、ほかのところは法人ですか。ほかに3件あると思うんですけど。そこは法人やないで、要するに、なぜここだけが法人なんかが一つ。それは役所の考え方とかいろいろあるんでしょうけども、ほかのところは法人じゃないじゃないですか。こういうサービスというのは、そんなに我々もこの問題についていろいろと考え、勉強もさせていただいたし、市の直営の形の中で、見本を見せることも大切だろうと思うし、また逆に、統計とったら、それは誰でも日祝日開けてくれって言いますよ、はっきり言って。私は個人的には、いろいろあると思うけど、家庭の中で土曜、日曜くらい子どもと一緒に遊んでやれよと思いますよ。そういう統計とれば、簡単に日祝日開けてくださいと言いますよ。アンケートとれば、今までの流れからいってもそうだから。そこんところを踏まえた中で、一つ一つを整理していかないと、何も反対してるわけじゃないんだけど、やっぱりご理解していただいて、我々もそうよねっていうことでやらないといけないし、前回のときに予算を上げているときに、ちょっと気がつかなかった点もあります。しかし、もうちょっとこういう問題については細かく、ぱっとこういう報告事項で載せるんじゃないかと、やっぱり一つ一つ丁寧にやっていかないと、なかなかこんなに時間がかかるんだろうと思います。

それともう一つ、議会に出すときの手順もあるわけよ。これもちょっと荒っぽいよ。もう少し昔は、きちっとこういうお話をさせていただいて、これでいきたいと思えますよと委員長なり副委員長なり、我々なり懇談会を開かされて、いいですよねと。しかしここはこういう形にされたらどうですかとかしたら、こんなに質問が出らんとと思う。そこんところをもっと丁寧にやらないと、なかなかこういう審議は、いいことだろうと思ってやってるだろうけれども、我々は審査する側だから、もうちょっとこうじゃないか、ああじゃないかといらんこと言います。そういうことも考えて、議案出すときでも報告事項出すときでも、このごろ、簡単な報告事項が意外ともめてるでしょう。だから、そこんところをよく考えてやっていただきたいなと思っております。

何であと3つが法人やないで、何でやられてるか、ちょっとそこだけご説明してください。

○子育て支援課長

他の3施設につきましては、地域の子育て団体等に委託しております。規模も小さく、街なかと違いまして、先ほども言いましたが、広さにしていただきたい会議室1部屋で、職員も保育士資格、そういったことを設けておりません。子育て支援団体で、地域に根差した方で運営していただくというふうに考えておりますので、街なかとはちょっと違った意味での委託のほうになっております。

○森山委員

今の説明で大体わかるんですけど、街なかやからこれじゃなからないけんというルールがあるわけ。結局、今のところ、場所的に中心商店街から離れてるからそれでいいとかいう形でし

ようし、またそういうご協力をもらわないいけないので、なかなかお世話していただく人がいないかもわからないってことはわかるけれども、街なかだから法人やなくして、もうちょっと窓口広げて、ある程度企業があったりとか、こうあったという形で合併できてこれのような形もあるし、そこんところ、なんで法人だけにして4社以上やなからんと、そういうことできないという中で、3社しかなかったということもあるんで、そこんところももうちょっと考えていくべきじゃなかったのかなというふうに思います。ただ、今言われて確かにそうかもわからんけど、そういう間違いない法人のほうがよからうということはあるんでしょうが、そんなにかわらんよ。要するに子どもたちに接する、教育していく、育てていくっていうものについては、そのスタッフの問題であって、そこんところ、なんで法人なのかというのは、今説明をもらいましたけれども、それでもちょっと僕自身はまだ納得いかんところですけど、一つそういうことを考えて、今後そういう形で進めていっていただきたいなと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

ずっと出尽くしたかもしれませんが、最後になるかもしれませんが、街なか子育てひろばは、今回、日曜日、年間361日、これはすばらしいですね。お父さん、お母さん喜ばれると思います。あとほかの3センターについては、月曜日から土曜日、日曜日、例えばアンケートをやるとか、そこも間口広げていくとかいうのは、今後どのようにしていかれるのか、考えがあるのかどうかお尋ねします。

○子育て支援課長

街なか以外の他の支援センターは3支援センターございますけれども、施設規模、運営条件が先ほど申しましたように、ちょっと違いますので、他の支援センターの日曜日開所は現在のところ考えておりません。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○城丸委員

我々が疑問に思っているのは、直営でいくか、委託でいくか、指定管理でいくかという選択の中で、委託でいかれるという必然がよくわからないというところがあるんですよね。今まで指定管理者制度とかする中で、こういう委託して検証して、それから指定管理に進むというような手法が今までとられてないと思うんですよね。何でこれだけ、とられるかなという疑問もあります。

公共施設のあり方の中に書いてあるとおり、指定管理にしていけば、議会の中でもいろんな議論が、例えばどういう業者で、例えば法人じゃないとかんとか、何かそういうのも議論できるが、こういう形で出されれば、議論がしにくいとか、それにまた報告事項でもありませんしね。その辺がやっぱり1番、今長い時間を要しているところではないかと思います。それで、こういうのがあれば今まで、さっきも言いましたけど、指定管理については、いろんな大きな、否決とかそういうのもあったし、大きな問題があっってきていると思うんですよね。もうちょっと、先輩が言われるように、慎重に出すべきじゃないかというふうに、私の考えですけど言いまして終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

工事請負県工事請負変更契約について、配付いたしております資料によりご報告のほうをさせていただきます。資料、工事請負変更契約報告書をお願いします。ご報告します工事の変更は、工事名、飯塚市市立鎮西中学校区小中一貫校グラウンド造成（1工区）工事でメイングラウンドの造成工事を行っている場所になります。変更は契約金額と契約工期の変更になります。初めに、契約金額の変更の理由でございますが、主な変更理由に記載しておりますように、埋め戻しの一部を流用土、これは敷地造成工で生じた残土でございますが、これにより、埋め戻しの一部を行ったことで造成工の残土処理、土砂運搬が減となり、また、土砂流用先である確井排水設備工で埋め戻しの土砂購入が不要になったことで、契約金額が減となったものでございます。次に契約工期についてでございますが、1月7日から12日の降雪などの天候不順によりまして、本県工事現場でありますメイングラウンドでの作業ができなくなり、現場回復作業再開まで不測の日数を要しました。本件工事の工期は1月31日まででしたので、残りの工期で作業を中断日数を吸収できなかったため、工期延長となったものでございます。今申しました理由により契約金額を原契約金額8325万8280円から84万3480円を減じ、変更契約金額8241万4800円とし、契約工期を現契約工期、平成29年6月14日から平成30年1月31日までを変更契約工期、平成29年6月14日から平成30年2月9日までとするものでございます。契約金額につきましては、約1.01%の減額となっております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「鎮西中学校区小中一貫校開校に伴うスクールバス運行について」報告を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

鎮西中学校区小中一貫校開校に伴うスクールバス運行についてご報告いたします。

鎮西中学校区のスクールバスは平成25年から鎮西中学校へ通学する生徒、八木山小学校へ区域外から通学する児童及び一般市民を対象とし八木山本村から蓮台寺バス停まで運行していますが、小中一貫校となり中学校が移転することから、登校時の終点を現在の蓮台寺バス停から一貫校に変更するものでございます。配付しております資料、八木山スクールバスルート図でご説明のほうをしたいと思います。

緑色で示している線が現在のバスルートで、これに赤線で示している区間を追加するものでございます。追加する区間の距離は約1.5キロメートルで、走行区間がふえることで走行時間もふえますが、ふえた時間の調整は、現在の運行途中の待ち時間が33分でございますので、この待ち時間を8分短縮することで、運行ダイヤに影響が出ないよう調整のほうをしております。

また、下校時につきましても現在の蓮台寺バス停を一貫校出発とするものでございます。なお、蓮台寺バス停を含む従来の停留箇所に変更はありません。

次に、小中一貫校までの通学距離が遠距離となる小学生を対象に4月からスクールバス運行を行うことと計画しておりますので、その概要を説明させていただきます。資料として鎮西地区スクールバス運行経路図を配布させていただいておりますので、そちらをお願いいたします。

蓮台寺小学校と潤野小学校が統合され、新たに設置される飯塚鎮西小学校の校区は、配布資料の青線が校区境となっております。蓮台寺小学校と潤野小学校を黄色で示しておりますが、赤く示しています一貫校は両校の東西南北のほぼ中間位置にありますことから、学校までの通学距離は、蓮台寺小学校区においては蓮台寺小学校より北側と西側地域からの通学距離が遠くなり、また潤野小学校区では潤野小学校より東側と南側地域からの通学距離が遠くなります。今申しました地域と逆の地域では通学距離が短くなることとなります。

そのため、学校までの通学距離が遠くなった主だった地域について一貫校までの実測距離を確認したところ、蓮台寺小学校区においては、建花寺本村公民館から一貫校までが約2.5キロメートル。建花寺古野公民館から一貫校までがおおよそ4キロメートル。大日寺丁字路交差点から一貫校までが約2.1キロメートル。潤野小学校区におきましては、花咲台団地集会所から一貫校までが約2.5キロメートル。明星寺団地中央バス停から一貫校までが約2.5キロメートル。明星寺南谷公民館までが約4.6キロメートルでございました。

そのため、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引、また義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令における適正な学校規模を鑑みまして、おおむね4キロメートルを超える建花寺古野地区、明星寺南谷地区の小学生に対し、スクールバスを運行しようというものです。対象となる児童の数は、建花寺古野地区が6名、明星寺南谷地区が3名の予定でございます。

なお、これらの地区においては実際に歩きましたけれども、大人の要する時間の約1.5倍が子どもの要する時間というふうに想定しますと、子どもの徒歩で1時間以上かかるものと見込まれます。なお、この通学路や通学手順については昨年6月に行いました蓮台寺小学校、潤野小学校、鎮西中学校の3校合同での一貫校についての説明会において、建花寺古野地区及び明星寺南谷地区に対し、スクールバス運行を検討している旨の説明を行い、その後7月、8月に建花寺本村及び建花寺古野地区合同のスクールバスに関する説明会を行い、同じく8月に明星寺南谷地区の対象世帯に対して、スクールバス説明を行っているところでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

まず八木山小学校からのスクールバスについてですけど、この分の便、これは朝2便、帰り1便ですよ、これは変わらないんですか。

○教育総務課長

この便に関しては、全て一緒となっております。

○城丸委員

この便は混乗ですよ。地元の住民の方も一緒に乗っていますよね。そしたらこれが停まる場所は、蓮台寺のバス停だったんですけど、そこも泊まるということですか。

○教育総務課長

今、言われたとおり、蓮台寺のバス停も停まります。それから1.5キロ延伸しまして、一貫校までまいるということになっております。

○城丸委員

そしたら停まる場所は、最寄りのバス停、要するに地元の住民の方が降りるところでは停めてくれるということですよね。学校まで行っても、バスが来ないんでなんもならないんですけど。わかりました。

それと先ほど、ちょっと説明がありました小学校関係のスクールバスですけど、この4キロ、先ほど適性何とかとか、義務何とかとか言っていましたけど、もう一回ちょっと説明してもらえませんか。

○学校施設整備推進室主幹

ただいまご質問のございました先ほど説明した件について、もう一度ご説明のほうをさせていただきます。今回、距離のほうを検討するに当たりまして、根拠となるものにつきまして、関係法令等を確認したものについてなんですけれども、まず一点が公立小学校、中学校の適正規模適正配置等に関する手引、こちらのほうは平成27年1月27日、文部科学省のほうから出ている分になります。もう一点の部分でございすけれども、義務教育諸学校の施設費の国

庫負担等に関する法律施行令、第4条になります。

○城丸委員

このスクールバスについては、国庫補助金なんかを利用してあるんですかね。要するに補助金をもらってあるんですか。

○学校施設整備推進室主幹

補助金のほうは対象にはなっておりません。ただ地方交付税の対象にはなっているということで聞いております。

○城丸委員

補助金の対象になってないんであれば、義務何とかかんとかは関係ありませんよね。先ほど適正何とかで、小学校から中学校までが全部一律で、この距離は決められているんですか。

○学校施設整備推進室主幹

先ほど申しました、適正規模適正配置等に関する手引、こちらの中では、小学校で4キロ以内、中学校では6キロ以内ということになっております。

○城丸委員

小学1年生から6年生は一緒ということですね。この小学校1年生、さっき歩いたら1時間以上ということでありましたけれど、小学1年生が3.9キロ歩いて来いということでしょう。これだと、3.9キロも人は歩いて来いということですよ。それは小学1年生が、どのぐらい時間かかるとお思いますか。1時間以上って言ってありましたけれど、実際どれぐらいかかるとお思いますか。

○学校施設整備推進室主幹

実際、古野公民館まで私のほうが歩いたところで、おおよそ50分ほどかかりましたので、大人の足、一応それなりに気をつけて歩いてはおったんですけども、その分の1.5倍ということで大体、70分ぐらいはかかるんじゃないのかというふうに考えています。

○城丸委員

4キロほど歩いてということなんですけれども、まず1時間かかりますね。小学校1年生に対して毎日3時間かけて行き帰りしなさいと、この適正何とかかんとかは、よくわかりませんが、適正かという話ですよ。だからそういう厳しい基準じゃなくて、もうちょっと違う基準でやれないものかというふうに思いますけど、その辺はどう思いますか。小学1年生が4キロ、朝1時間半、帰り1時間半かけて来させますか。歩いて来いということですよ。

○学校施設整備推進室主幹

先ほどの手引きのほうでもそうなんですけれども、おおよそ4キロということになっておりますので、今回対象としている、特に建花寺地区なんですけれども、実際には、4キロちょっと切られる方のほうも入っている状況ではございます。

○城丸委員

御存じかと思いますが、たまたま、きょうの10時かな、飯塚事件ということで、何かきょうあったみたいですね、結論はわかりませんが。鎮西地区に限らないんでしょうけど、鎮西地区は、特にそういうことに敏感なんですよね。そういう残虐な事件があっただけにですね。それで、歩かれたんでわかってるんでしょうけど、非常に田んぼとか山とか、そういう部分が多いんですよ。それを、厳しい基準のもとに歩いて来いというのは、ちょっとやっぱり私は温かさに欠けるんじゃないかというふうに思います。もうちょっと、やっぱり地元の小学校とかに一生懸命来るんですから、もうちょっと考えてやってもいいんじゃないかなと思いますけど、その辺はどう思いますか。

○学校施設整備推進室主幹

その件に関しましては、7月に先ほどご説明の中でも、お話ししましたように、建花寺本村地区、こちらはおよそ、一貫校から本村の公民館までが2.5キロの距離になります。あと古

野地区、合同での説明会のほうを7月に行いました際に、本村公民館の保護者の方から子ども会も一緒であるので、その中で乗れないものなのだろうかというふうなご要望が出ましたもので、一旦その分については持ち帰り、検討をさせていただいて、そういった中で、内部で再度どうにかならないかと、そこら辺について検討を行ったんですけれども、できるなら、心情的に私も乗せるのが1番いいと思うんですけれども、他の住宅地もございますし、地区との公平性、こういうものから考えますと、どうしてもどこかで線を引かざるを得なくなったというのが実情でございます。

○城丸委員

私は花咲台にわざわざ行けと言っているわけではないんです。古野公民館からのルートを見たら、本村も通るんですよ。通るのに、横を小さな子どもが歩いて行っているのをバスが横を通って行くというような姿ですよ。それでいいのかと言いますよ。花咲台まで、わざわざ逆方向行けと言っているわけじゃないですよ。通るのを余裕があったらそこに乗せてもいいんじゃないかというのを言いますよ、その辺どうなんですか。

○学校施設整備推進室主幹

当時、検討した中につきましては、他の同じような距離のところについても検討はしましたけれども、それとあわせて運行するバスのルートでございます。今、委員がご指摘の部分について、例えば一緒に乗せた場合に、その次、隣接するところ、いわゆる道々で児童のお家というのが密集してるわけではございませんけれども点在します。そうなってくると、あちらの子は乗れて、何でうちの子は乗れないんだと、点在する家のお子さんからやはり同じようなご意見が出るのではないかと、そういう部分も考慮しまして、大変申しわけありませんけれども、今回のような形にしたところでございます。

○城丸委員

どこかで線を引くということなんでしょうけど、ただ、いろんな方法があると思うんですよ。例えば、古野公民館が乗り場所になっていたら、本村からだったら古野まで来てくださいと、余裕があったら乗って行ってもいいですよというような方法もありますよね。そういうところは、何も考えてないんですか。

○学校施設整備推進室主幹

おっしゃられるように、確かに本村のほうから古野の、今、バス停に考えている古野公民館まで歩いて来られれば、確かに距離はそうなんですけれども、そうなりますとやはり、お近くの方も古野公民館まで歩いてきたらいいのかというふうなご意見も出ろうかと思えます。そういう部分もありますので、そこについては大変申しわけありませんが、そこできっちり分けさせていただいた次第でございます。

○城丸委員

説明会の中で、説明しましたということですけども、地元の方も納得されてないんですよ、はっきり言って。父兄の方とかは話したんだろうと思いますけど、やっぱりお孫さんもおられますし、いろいろおられるんですよ。結局、送り迎えになるんじゃないかと思うんですよ。結局、車で誰か送って行かないかん形になるんじゃないかというふうに思うんですよ。それだったら、せっかくスクールバスが通ってるんだったら、例えば、本村地区の1、2年生、低学年の方は、余裕があったら乗せますよとか、そういうことしてもいいんじゃないかと思えますけど、その辺、教育長、どうですか。

○教育長

今言われることは重々わかりますし、心情もわかりますが、先ほど主幹が説明したとおり、主幹からは、逐一報告を受けておりました。先ほども申したとおり、いろんな不都合が出てくるかもしれないので、ある程度のところで線引きはしなくちゃいけないだろうということで、自分としてはそう納得して、今のやり方でいこうというふうに私も、ゴーサインと言いますか、

それでいこうというふうに決定したものです。ただ、今言われるように、1年生とか2年生のちっちゃいような子がものすごく時間をかけて歩いていく姿というのは苦しいよねというのは、自分自身としてはよくわかりますので、それについては、ちょっと検討しなくちゃいけないかなというふうには今、思っているところではございます。

○城丸委員

ぜひぜひ、検討してください。また何と言うか、潤野小学校みたいに残虐な事件が起こったりしたら大変なことですから、もう本当に父兄の皆さん方の心配というのは本当に大きいんですよ。それで本当に、これは真剣に検討をお願いします。

○教育長

検討に値すると思っっているんですが、ただほかの地区のところの兼ね合いもありますので、そのところも鑑みて、やらせていただきたいなというふうに思っております。

○城丸委員

さっきも言ったように、花咲台に行ってくださいとか言いよるわけじゃないんです。ただわざわざ行かなくても、そこを通るんですから、そこを何とかありませんかと言っただけの話で、それはもう南谷も一緒ですよ。これ南谷、こっちのほうを通るようになってますけど、北谷のほうを通ってもいいんですよ。山越えてね。大庭課長、そうですよね。だから、そういうのも考えて、やっぱりもうちょっと温かい決め方をしていただきたいというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

八木山スクールバスの現在の利用状況をちょっとお聞きしたいんですけど、これスクールバスがメインで、それに一般の方が乗っていいですよっていうことだと思うんですけど、現在の利用状況と運行時間、お聞かせいただけますか。

○教育総務課長

現在の利用状況でございますけれども、児童につきましては、14名が利用しております。一般の混乗の方につきましては、ちょっと今手元に資料持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

○永末委員

14名の児童っていうのは、八木山地区の児童の方でいいんですか。

○教育総務課長

八木山地区の中学生ということでございます。

○永末委員

中学生の方が14名ですね。このバスっていうのは何人乗りですか。

○教育総務課長

29名でございます。

○永末委員

まあ、混乗しているんで、八木山の本村とか八木山小学校とか、八木山茶屋のほうから14名の中学生の方が現状は、乗って来られるということですよ。坂を下って来られて、坂下と蓮台寺に駐車場が今ありますけど、これが小中一貫校に伸びるということですよ。途中の混乗っていうのは、八木山のほうで一緒に混乗される一般の方もいらっしゃるでしょうし、下のほう、坂下とか蓮台寺から混乗される方もいらっしゃるということでもいいですか。

○教育総務課長

バスは、今言われたところで停まりますので、そこから乗られるということでございます。

○永末委員

じゃあこの蓮台寺とか、坂下から小学生が乗ったらいかんのですか。

○教育総務課長

八木山の今のスクールバスの運行としましては、八木山地区の一般市民の方、それから中学校に通学される方、そういった方を対象にしておりますので現状では、そういうことで運行しております。

○永末委員

それはおかしくないですかね。結局、空いているわけでしょう、バスとしては。14名ですよ、29人ですよ。半分以上空いているわけですよ。また一般のお客さんの混乗の状況がわからないとおっしゃいましたが、ちょっとそれは調べていただきたいんですけど、恐らく満車の状態ではないんじゃないかなと私は思います。ということは、空いてるわけですよ。なぜその枠を使わせないのかっていうのは全く理解できないんですけど、一般の方は乗れるわけですね、逆に言うと。この坂下とか蓮台寺の方。一般の大人の方は乗れるけど、同じく一般の小学生の方は乗れない。それはあくまで言われている八木山の部分だからというだけの理由ですよ。それはもう本当、それさえ取り払えば乗れるわけじゃないですか。それを取り払ってしまえばいいんじゃないんですか。

○教育総務課長

今をお話されていることは、十分そういうことなのかなということも考えております。ただ、今度新しく走らせようとしています、一貫校が開校する部分についてのスクールバス、先ほど説明がいろいろあっておりましたけれども、その辺で地域とか、そういったところのどこまで乗せていくのか乗せていかないとかいうことを考えながら、その辺を区切りをつけてしておりますので、その辺もちょっと考えた中での現状となっているということでございます。

○永末委員

それは、そこまで管理しようとしなくていいんじゃないですか。極端な話、蓮台寺のほうの方でも自分で歩いて行きたいというお子さんもいらっしゃるでしょうし、蓮台寺までだったら来れるという建花寺の方もいらっしゃると思うんですよ。そこまで蓮台寺まで歩いて来てもらって蓮台寺からバスに乗るということは、十分できると思いますし、それを何かいろんなほかの方との平等性とかという基準、公平性とかという基準を、別に市がここで持ち出す必要は全然ないと思うんですよ、あくまでも自由に乘ってくださいということで、自由に利用してくださいという状態でいいんじゃないですかね。

○学校施設整備推進室主幹

今ご質問の八木山からのスクールバスにつきましては、当初、建花寺地区に別便でスクールバスを走らせる前段の検討事項として、まず八木山のスクールバスを、建花寺のほうに時間的に回らせることができないのか、そういう部分について、当初検討のほうを行いました。今の八木山の小学校のほうから下りてくるバスを建花寺のほうに回しますと、どうしても時間的に一貫校の始業時間に間に合わないという現状がございました。その中で今、永末委員さんのほうご指摘されている、周りの子だけでもというふうなところにつきましても、どうなのかなということこちらのほうの八木山スクールバスのほうの運行基準あたりも確認してはおります。ここに近辺の小学生を乗せるというのはできない話ではないんだろうというふうに私個人的には思ってたんですけども、そうしますと、今現在バスが通っているルートの子だけが救われる、そういうふうな形になる。これにつきましては、結論がちょっと出ませんでしたので先ほど教育長のほうが申しました今後の検討課題ということで、今後はちょっと掘り下げて考えていきたいというふうには思っております。

○永末委員

それは違うと思うんですよ。結局乗っていいですよっていうふうにするだけの話じゃないですかね。あくまでここに乗ることを強制するわけでも何でもないので、乗ってもいいですよっていうふうな形にすればいいわけであって、さっき城丸委員のほうからもありました

けど、本村地区のほうから古野地区、あちらのほうに行って乗ることはできないのかっていうのは、それはちょっとやめてくださいというふうな話もありましたけど、これはあくまで今現状通ってるラインですよ。乗っているわけですよ。実際に、一般の方も乗れるわけですよ。それを一般の方よりもさらに交通弱者というか、歩みの遅い児童の方が乗ってもいいですよっていうふうな解釈の変更だけですよ。別に物理的に予算がふえるわけでもなし、何らかの市としての調整をするわけでもないですよ。ほかの方との調整と言いますけど、わかりませんが、できるところから始めていくべきじゃないですか。全部がきちんとなった状態でしかやれないっていうのは、おかしくないですかね。あくまで、今ここの地区は少なくともこれで解消できるのであれば、それをやるべきじゃないですか。ほかのところは、ほかのところできっと考えていく。この方式にのっとって、先ほど福祉部長のほうもおっしゃってましたけど、しっかりと検証しながら、これならこれをしっかりと検証しながらやっていくっていうことで、いいんじゃないですかね。それは、今後検討しますとおっしゃられてますが、もう4月からですよ、これ開校するの。お子さんとか父兄の方からしたら、これはもう喫緊の課題なんじゃないですか。それこそ、今からでもきちんと運用を見直してほしいというふうな気持ちが市民の方の気持ちだと思うんですけど、それをできることをなんかよくわからない理由で、先延ばしにするっていうのは、あくまで先延ばしでしかないと思うんですけど、これはちょっと考えていただけないかなと思うんですけど。

○教育部長

確かに、先ほどのご説明をさせていただきましたが、私も、昨年の夏から少しずつ保護者の方々に説明を差し上げておおよそご理解いただいたものと思っております。ただ今の時点になりまして、いろいろご意見もいただいております。その中で、確かにこの八木山のバスはございますが、学校は基本的には徒歩で行っていただくことがおおよそ基本となっております。その中で、やはり学校から4キロを超えるような場所の方々に対しては、何らかの手だてを設けなければいけないということで、今回このようなスクールバスを整備することといたしましたけれども、先ほど主幹のほうが答弁いたしました、基本的には徒歩でぜひ学校のほうに歩いてきていただきたいものですから、このエリアでバスが通っているところ、じゃあ皆様どうぞお乗りください、ほかの地域のこともあわせて考えますと、なかなかそういうふうな判断に至りませぬ、今の現状のような運行をさせていただきたいというところで、説明をさせていただいたところでございます。

○永末委員

今のお話だと徒歩を強制しているみたいな感じになりますよ、逆に言うんですね。私が言っているのは、自由であっていいんじゃないかと思うんですよ。徒歩で行きたい方は、3キロであっても徒歩でいきたいと思うでしょうし、ただちょっとそれは厳しいねっていうふうな方は、ここを利用していいですよっていうふうな感じで、自由な意思で選んでいただくということでありさえすれば、それはもう、あくまでここの住民の方とか、父兄さんとか、児童生徒の方の、それぞれの身体的な違いもあるでしょうし、そういったところで選ばれるんじゃないですかね。だから、そこを何かそれまで基本的には、徒歩で通学するのが基本ですからっていうのはわかりますけど、そうすると、そもそもこの報告自体がおかしな話ですよ。徒歩が基本であれば、スクールバスっていうこと自体が、そもそもないものじゃないですか、結局は。ただ、それはちょっと遠過ぎるんでスクールバスですっていうふうな話でしょうから、だから徒歩ですからっていうだけのことで、やらないっていうふうな判断っていうのは、ちょっと見直されるべきじゃないかなと思うので、ここに関してはしっかりと検討していただきたいと要望しまして、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

八木山のスクールバスは内容はわかったんですけど、鎮西地区のスクールバスというのは何人乗りになるんですか。

○学校施設整備推進室主幹

10人乗りのワゴン車を計画しております。

○兼本委員

ここは、一般の方は乗らない形になるのでしょうか。

○学校施設整備推進室主幹

今回、新設します部分につきましてはスクールバスということで一般の方は乗られません。

○兼本委員

この鎮西中学校、小学校の一貫校に関しまして、自転車通学はどのようになってますでしょうか。

○学校施設整備推進室主幹

中学校については、自転車通学のほうを今現在でも行っておりまして、それは一貫校になっても継続して行う予定であるということ聞いております。その内訳ですけれども、現在のところは部活動がある生徒が学校までの距離が1.5キロ以上の生徒さんが自転車通学の対象になっております。これは一貫校になりましたら、1キロ程度まで抑えようということ聞いております。また、あわせて部活動のない生徒につきましては、2キロ以上ということ聞いております。あわせて一貫校になることで、この制限距離以下になる部分について、従来は自転車通学であった方が自転車通学の対象外になるということも起こり得ます。冒頭説明しましたように近くなる方もおられますから。そういう方につきましては、従来どおりここにつきましては自転車通学を認める方向で検討しているということで学校のほうから聞いております。

○兼本委員

そうすると、先ほどからの話でいくと小学生は自転車通学がないということですよ。私も子どもが小学1年生、2年生、3年生のときに思ったんですけども、2キロっていうのも案外、ちっちゃな児童にとっては、時間がかかりかかるのではないのかなというふうに思います。今こちらの鎮西地区は6名っていうことでしたし、潤野のほうは3名ということですので、10人乗りであればまだ余裕はあると思います。特に1年生、2年生、3年生っていうところは、ちょっと考えていただければ、保護者の方も安心するのではないのかなというふうに思っておりますので、ぜひ今、自転車通学は中学生からっていうのはわかりましたけど、ちっちゃな学年の子たちの安全っていうのを、これはPTAとかも含めないといけないのかもしれないんですけども、話し合っていて、いい方向に進めばいいのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○森山委員

昔の記憶ですけど、ここは、古野公民館を通過して建花寺の本村というところは、結構通り道なんですよ。誰でも考えることですけど、子どもたちが歩いて行ってバスは通り抜けて行く。大変精神的に厳しい状況よね。そしたら、変な話、その通り道であるなら、先ほどからここに決めるとよその地区の問題が多分出てくるよねっていうこと、それは十二分に幸袋ときにいろいろとお世話なってますから、事情もわかってます。わかった中で一つ精神的な問題であって、せつかくその本村のところは10人乗りやけど、あと3人か4人おらっしゃるんやったら、どこかステーションつくってここに固まっておらんしゃいと。8時20分以降はもう歩かないかんけど、それまでにという形だったとき、そのくらいのあれがないのかなというのが一つ。それとせつかく子どもが歩きようのに、それをバスが通り抜けて行くっちゃうのは、ちょっと精

神的に人間的にちょっと気持ちが、運転手さんのほうもそうだろうと思うし、乗せてあげたらいいやんと言う子もおるかもわからん。そこのところをケースバイケースで、2.5キロ以降は歩いてもらわないけん、4キロはこうですよとか、十二分にわかります。あちこちの形で今から先、出てこられると思うけども、そこのところでまた、いずれコースも地元の皆さんから要望があって、コースをかえられることもあるかと思えますけども、そこんところの気持ちも酌んでやらんと、子どもたちになんとなくさみしい思い、また乗って行く人たちと運転手さんたちも、何となく乗せてやろうかねとかなったときに、いろいろ事故の問題もある止まらないで行きんしゃあかもわからんけれども、何度も申しますけれども本村なら本村の集まる場所をつくっていただいて、できたらいいかなというふうに、この地図を見させていただくと、どうせ通り道じゃないかということが一点。しかしさっき言われるよう2.5キロはこうあるけど、よその地区の時にはこういう問題が出ますよってある。そこんところは、ケースバイケースで通る道やからですねということを一ツ頭に入れて、もう一度、こう考え直していただければよろしいかと思っております。お願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

先ほどバスの関係、いろいろお話しされ、質問をいただきましたけど、私の方は、ちょっと安全と安心のところでは少しお伺いしたいと思います。

鎮西の小中一貫校つくるに当たり、その辺の道路の状況であるとか、暗がりであるとか、今グーグルで地図見ると、えらい小高い山といいますか、そんなのがあって、かなり薄暗くなるのかなというふうな危惧もしますけども、建設に当たり道路整備であるとか、それから防犯灯であるとか、どこまで子どもさんの安全のために進んでいるのか、もしわかればお答えをお願いいたします。

○学校施設整備推進室主幹

まず周辺道路の整備についてですけれども、ちょっと本日、図面のほうを用意しておりませんもので、口頭での説明で聞きづらいところはあろうかと思えますけれども、まず一貫校の東側のほうを走っております県道大日寺・潤野線ですかね。こちらは県道のほうになりますけれども、飯塚市斎場をさらに南のほうに下がりますと、50メートルほど行ったところで、道が狭くなって、歩道が途切れております。こちらのほうを、一昨年、その前からずっと前々任者の代から県道整備事務所のほうにお願いしまして、道路の幅を広げていただくとともに、歩道を整備していただきたいと。ちょうどそちらのほうで、歩道が途切れておまして、その前後につきましては、3メートル、また4メートル近くの歩道が自転車歩道ということで、整備されております。ですので、道路の幅員を広げるのとあわせて、自転車歩道として整備のほうを行ってくださいということで、そちらのほうで、県道整備事務所さんのほうも、積極的に動いていただきまして、ことし3月、来月ですけれども、完成予定ということになっております。そちらのほうにつきましては、道路整備が行われます関係から、飯塚警察署のほうにも行きまして事前にそちらのほうを自転車歩道としての認定をしていただきたいということで、警察署のほうに行ってお願いをしておりましたところ、飯塚警察署から県道整備事務所のほうに確認の電話を入れていただきまして、昨年ですけれども、でき上がり次第、自転車歩道として認定していただけるということで聞いております。あと道路整備につきましては、一貫校のすぐ西側に隣接する道路なんですけれども、こちらのほうは、今拡幅整備を南北に向けてやっております。大人・田川原2号線という部分でございます。こちらのほうの吉原町線のほうへ続く道ということで整備のほうを行い、これも3月までで終わる予定になっております。歩道をつけるということで。

含めまして、あと防犯灯の関係で申しますと、防犯灯のほうの現状の設置箇所について、一

昨年から現地のほうを確認しまして、付いている場所がどこに付いているのか、付いてないところはどこら辺が付いてなくてどこら辺に付けなくちゃいけないのかということで、市の防災安全課のほうと協力しながら市道吉原町線、それから今さっき申しました県道のほうに、50メートル間隔を基本としながら、場所によっては70メートルぐらいになるかもしれませんけれども、付けていくような形で計画のほうをしております。

○奥山委員

先ほど今、歩道と車道が一体になった分を警察が認定されるということですが、これは歩道の中で、自転車と歩行者というのはあるんですかね。区別というか真ん中で分かれているとか、自転車も危ないからね。

○学校施設整備推進室主幹

特に区分けはされてないということですので、そちらのほうは学校のほうにも気をつけて自転車の指導するように話をしておきます。

○城丸委員

さっきの道路整備の街灯の部分ですけど、学校の周りだけですよね。通学路全体ということではないですよね。例えば、先ほどから出てます建花寺本村から田んぼ道がずっと続いていますよね。あの辺も、結構何の家もなくて、誰もおらんで、ちょっと怖いところあるんですよね。その辺は考えられていますか。

○学校施設整備推進室主幹

本村公民館から古野公民館までにつきましては、私のほうも夜行きまして確認をしまして、あちらのほうは防犯灯のほうが転々としておりましたので、お聞きしましたところ、地元の方が要望されて付いたということでお聞きしております。ただ、今言われます本村公民館から国道までの間、こちらについては、ちょっと私のほうも確認漏れがありましたのでこちらは早急に確認したいと思います。

○委員長

委員の皆様をお願いいたします。本報告事項は、鎮西中学校区小中一貫校開校に伴うスクールバス運行についての報告事項となっておりますので、その範囲内での質疑をお願いいたします。ほかには質疑ありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財政見通しについて」報告を求めます。

○財政課長

財政見通しについてご報告いたします。今回報告いたします財政見通しにつきましては、報告がおくれましたこととお詫び申し上げます。資料をお願いいたします。

財政見通しは、表紙に記載しておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成いたしております。基準年度は、平成29年度決算見込額に増減要素、特殊要素を加味し設定をいたしております。

2ページをお願いいたします。財政見通し推計条件(概要)の主な項目について、ご説明いたします。まず、歳入ですが、市税につきましては基準額に人口平均伸率を勘案した人口推移を踏まえて推計いたしております。地方交付税の普通交付税につきましては、特殊要素であります市税増減見込による影響額、国勢調査人口推移による影響額、生活保護費等の扶助費の増減による影響額、国民健康保険特別会計・介護保険特別会計等への繰出金の増減による影響額、地方債の償還見込額及び合併算定替え終了などによる影響額を基準額に加減して推計いたしております。その他の欄の国庫・県支出金につきましては、扶助費分は歳出の伸率を乗じた額で推移するものとし、普通建設事業費分は過去の実績を踏まえた金額を推計いたしております。また、地方債につきましては、それぞれの事業費ごとに充当率を設定し推計いたしております。

次に歳出ですが、義務的経費の人員費につきましては、平成27年度財政見通しで設定した普通会計職員数772人を基準として、平成30年度以降、退職者と同数の補充があるものとして推計いたしております。扶助費につきましては、基準額に平均伸率を乗じた額で推移するものとして推計いたしております。公債費は、平成28年度までの借入分の償還額に、平成29年度以降借入見込分の償還見込額を加算し、推計いたしております。その他の欄の補助費等につきましては、普通交付税を算定の基礎としているものについては、その算定に合わせた推計を行い、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものはその増減額を反映した推計をいたしております。繰出金につきましては、特別会計に係る公債費の増減額、医療保険給付費等の過去の増減率を踏まえて推計いたしております。また、地方卸売市場特別会計につきましては、繰出基準であります移転に係る公債費の元利償還金の2分の1を繰り出すものとして推計いたしております。投資的経費の欄の普通建設事業につきましては、通常分は平成26年度から平成28年度決算の平均から特別事業実施による事業量を勘案いたし、2022年度までは20億円、それ以降は23億円で推移するものとして推計いたしております。また、特別事業分につきましては、実施計画の採択状況などにに基づき設定いたしております。また、投資的経費のその他につきましては、電算システムリプレース費用は、2020年度に実施予定のリプレース費用6億9千万円を5年ごとに実施するものとし、電算システムパソコン購入費も平成28年度から2020年度までの5年間で計画している費用が同様に要するものとして推計いたしております。なお、表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源につきましては、前回と同様に推計条件から歳入における寄附金及び繰越事業充当財源繰越額は除外をいたしております。また、消費税税率改正の影響につきましても、改正後の制度が不明確なため、前回と同様に反映いたしておりません。

3ページをお願いします。ただ今ご説明いたしました推計条件に基づきまして、平成30年度から2027年度までの10年間の普通会計の財政見通しを、①通常分と②特別事業分に分けて、区分ごとに推計値を記載いたしております。通常分の歳入合計から歳出合計を差し引きましたAの欄から4ページ、参考2に掲載しております行革等効果見込額を算入したBの欄では、平成29年度では黒字となる見込みで、平成30年度以降は財源不足が生じますが、電算システムリプレース事業を実施する2025年度を除き、2024年度以降は収支がプラスになると推計いたしております。特別事業分につきましては、歳出は各事業費及び公債費を、歳入は特定財源である国庫・県支出金、地方債及び公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。歳入合計から歳出合計を差し引きましたCの欄では、特別事業分につきましては毎年度財源が不足いたしますが、2022年度がピークとなり、徐々に不足額が減ってまいります。

4ページをお願いいたします。③に全体分として通常分と特別事業分の合計を記載しております。一番上の行の歳入歳出差引額の「B+C」の欄では、毎年度財源不足が生じるものと推計いたしております。その財源不足を補うために、その2つ下の枠内に記載の財政調整基金と減債基金を取り崩して財源調整をすることとなり、平成29年度末残高見込額149億4千万円が2027年度までの10年間で19億1千万円まで減少するものと推計いたしております。その下の欄に市債の年度末残高の推移を記載しておりますが、2020年度の806億円をピークに減少し、2025年度以降は600億円以下で推移していくものと推計いたしております。参考1は普通交付税・地方債・公債費の全体額の推計を記載しております。また、参考2は行革等効果見込額の内訳推計を記載いたしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

財政見通しが平成24年と27年にも報告されておられると思うんですけど、今回の分というのは、従前の分と比べて、数的にはよくなってるのか悪くなってるのか、どんな感じでしょうか。

○財政課長

平成24年度と27年度の財政見通し、そして今回の平成29年度の財政見通しの根拠でございますが、それぞれ決算見込み額でしておりますので、それぞれ基準額はそれぞれ年度に変わりますが、今回の部分で27年度と29年度比較いたしますと財政状況は悪くなっているというふうに考えております。歳入におきましては交付税の減額、それから歳出におきましては、扶助費等の増額、それから特別事業がおくれたこと等によりまして、財源不足が生じているところで、平成29年度の財政調整基金の減額から見ましても、前は平成38年度でございましたが、財政調整基金は20億ほどの乖離が生じているところでございます。

○永末委員

数字を見させてもらう限りは、かなり厳しい数字が出てくるなというふうに見ました。要は赤字ですよ。通常分と特別事業分を合算して、行革分を差し引いて、最終的に③の全体分というところで出てますけども、それに関しても11億円とか14億円とか18億円とか、19億円っていう単年度の赤字というふうなことになっております。そこに関しましては、今報告がありましたけど、財政調整基金を要は取り崩して賄っていくというふうな感じなんですけども、そうなることによって最終的に2027年に20億円、財政調整基金が切ってしまう、19億1千万円ということなんですけども、これは地方財政法とかなんかよく根拠法令はわかりませんが、そういう部分の指数ですかね、何かそういった部分で問題はないんですか。19億円っていう、うちの一般会計が700億円ぐらいで推移してますけど、それに対して19億円ぐらいに財政調整基金が減ってしまうっていうのは、これは法令上問題はないんですか。

○財政課長

財政調整基金の残高の法的な根拠として、基金残高がこれだけ残しておかなければならないという法律的な規定はございません。各自治体によって基金残高は異なります。

○永末委員

法令上は問題ないということですが、実際に行政経営部長として、この基金残高で運営として大丈夫なんですかね。

○行政経営部長

今、質問委員言われますように、前回、平成38年で42億円ぐらいということで、その段階では、ほぼ、その次のステップぐらいでというかその年度ぐらいで、この収支がほぼ均衡するゼロでいくから、この基金でその次は、基金が積めるかそのまま維持できるだろうというふうな見込みを持っておりましたが、今回これでいきますと、まだ、4億円にする2027年、平成39年としますと、マイナス4億3千万円ですから、もう少し年数が黒字化にはかかるといふふうには見通しから見ますとなっております。基金につきましては、今財政課長言いますが、これという縛りはありません。ただこの財政調整基金は、災害とかそういったときに、いざといったときにこれを使うというのが一つの使い道であります。本市では減債基金、これは今、起債措置をかなりやっておりますので、その返還のたびにずっと積んできました。財政調整基金は、オールラウンドで何でも使える形の基金でありますけれども、これにあわせて、やはりある程度は持つておく必要があるだろうと。前回の行財政改革の実施大綱では、平成35年で標準財政規模、これが今330億円ぐらい本市はあります。これの2割ぐらいは持つておこうと、別にこれもこれっていうのはありませんけど、行革の委員会から、これぐらいはちょっと持つておく必要があるんじゃないかということで、その数字が大体64億円ぐらい。その当時は320億円ぐらいでしたから、2割ぐらい持つておこう。今回、35年では58億7千万円ですから、それにはちょっと到達はしてないし、その後も、厳しい状況が続くという状況でか

なり厳しい状況にあるということはありません。一時言われたのが基金が多く持つところを交付税を切っていくとかいう方針を、今も国のほうは考えております。きのうも県のほうに、この地財計画関係の説明会に行きましたが、やはり次の31年の国の予算を立てるときには、そういった指針も出していくというのがありますが、決してその財調とか多く持つのがいいわけでもないし、余り少ないとやっぱり将来の備えに必要という状況でありますので、私としては非常に厳しい状況にあるということを確認はいたしております。

○永末委員

今、部長のほうからもおっしゃっていただきましたけど、六十数億円っていう基準がありましたね。あれを目指していくということで行革が進んでおったと思いましたので、そこちょっと乖離した数字になってます、現実ですね。ただ、今その出されてるその60億円というのは、やっぱり基本的に持つべき数字じゃなかろうかなとは思いますが、となると、一方で見通しとしてはこういう見通しが出ているわけですけど、かなり思い切った政策の転換等も今後、必要になってくるんじゃないかと思うんですけど、常々歳入の増加策とかを、私のほうで少し提言もさせてもらってますし、そういった部分、正直、歳出を削っていくというのが本来的にはいいんでしょうけど、やはりなかなかそこは難しい部分もあるのかなと、ずっとかかわりながら思ってますので、やはり歳入を何とかしてふやしていくっていうところをこの数字を見る限りはかなり施策の転換等も必要かと思うんですけど、副市長、この数字を見られまして、今後、そのあたりの施策の転換とかっていうのを強くやるべきじゃないかと思うんですけど、ご見解いただけますか。

○副市長

財政見直し等につきましては、担当部長、担当課長が申し上げたとおりでございます。将来、やっぱり歳出の削減するというのは、もう人件費もこれ以上なかなか扱えないし、職員数も減らすにも限度があります。そうするとやっぱり歳入をふやしていくということで、当然企業誘致も含めて、歳入をふやすような施策を今後とっていかなくちゃいけないというように考えております。

○永末委員

最後にさせてもらいます。おっしゃられたとおりだと思います。歳入の増加策、私のほうでも提言させてもらってる部分ありますので、ぜひともいろいろ行政としてぶつかる部分もあるでしょうけど、この数字っていうのをしっかりと常に頭の片隅に置いておかれて、今後取り組んでいていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。